

## I colors 西元町学童保育所の事業概要

colors 西元町学童保育所では、保護者の就労等の理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名 称 colors 西元町学童保育所

所在地 185-0023 東京都国分寺市西元町 2-13-17 ヴィレッジ国分寺1階

電 話 042-349-6434

FAX 042-349-6436

### 1 利用対象児童

次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ① 市内在住の小学1年生～3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童。
- ② 市内在住の小学1年生～6年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない、かつ心身に障害を有する児童。

※入所要件②で申請する方は、以下の2点も必要です。（入所基準の定めがあります）

- ・ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること。
- ・一人で通所できるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること。

### 2 開設日

- ① 開所日 月曜日から土曜日
- ② 閉所日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、その他施設長が必要と認めた日

|           |           |
|-----------|-----------|
| 月曜日～金曜日   | 放課後～午後7時  |
| 土曜日、学校休業日 | 午前8時～午後7時 |

※学校休業日＝夏休み等の長期休業日（三季休業）、行事振替日等

### 3 定員 38名



#### 4 学童クラブ費（市の基準に準じる）

| 税 額 等 に よ る 階 層 区 分                                                                                                                     | 費 用 徴 収 基 準 月 額 |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------|
|                                                                                                                                         | 第1子             | 第2子以降  |
| 生活保護法（昭和25年法律第144号）による非保護世帯（単給世帯含む。）                                                                                                    | 0円              | 0円     |
| 前年度の市町村民税非課税世帯                                                                                                                          | 0円              | 0円     |
| 前年度の市町村民税の課税標準額（世帯員のそれぞれの課税標準額（前年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有しなかった世帯員においては、別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額）を合算した額とする。以下同じ。）が1,500,000円未満である者 | 2,500円          | 2,000円 |
| 前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である者                                                                                                        | 3,500円          | 2,500円 |
| 前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である者                                                                                                        | 5,500円          | 3,500円 |
| 前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円以上である者                                                                                                        | 7,500円          | 4,500円 |

※三季休業保育のクラブ費徴収月は、4月、8月、1月です。

※同一世帯において学童に在籍の児童が1人であるときは、第1子とし、学童に在籍が2人以上であるときは、年齢の順により第1子、第2子（第3子以降も含む。）となります。

※期限までに納入いただけない場合は、やむを得ず裁判所に支払い督促の申し立ての手続きを行う場合があります。

※ひとり親家庭のうち、法律上の婚姻歴のない方については、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されませんが、国分寺市ではみなして適用したとして課税標準額を計算し、クラブ費を算定いたします。（平成26年4月分より）

#### 5 入所の基準（市の入所基準に準じる）

| 保護者の状況                         | 勤務等の状況                                                                                                                      |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅外労働<br>(自営も含む)               | 1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務<br>2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務<br>上記の勤務時間は通勤時間を含む                                     |
| 居宅内労働                          | 1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務<br>2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務                                                        |
| 三季休業保育<br>(春・夏・冬休み期間<br>のみの保育) | 1年生・・・月12日以上、日中4時間以上の勤務 ただし、午後3時未満の勤務も可<br>2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上の勤務 ただし、午後4時未満の勤務も可<br>上記の勤務時間は通勤時間を含む<br>※求職要件での申込みはできません |
| 求職                             | 上記居宅外労働と同等の時間・日数の求職活動を年度中1回のみ承認<br>学童保育所入所日から30日間で、2回まで更新（最大90日）可能とする                                                       |
| 出産                             | 出産予定日を含めた産前産後16週間以内                                                                                                         |
| 疾病                             | 医師が必要と認める期間（概ね1ヶ月以上）                                                                                                        |
| 心身障害者                          | 身体障害者手帳 1級～4級<br>愛の手帳 1度～4度<br>精神障害者保健福祉手帳 1級～3級                                                                            |
| 看護・介護                          | ・病院等週3日以上付き添いを必要とする場合<br>・心身障害児の週3日以上通学・通所訓練の付き添いを必要とする場合<br>・自宅療養で常時介護を必要とする場合                                             |
| 就学                             | 就労技能習得のために在学する場合（居宅外労働に準ずる）                                                                                                 |
| 特例                             | 天災等特別な事情により保育が必要な場合                                                                                                         |

※ 求職申請の方は、勤務先が決まりしだい早急に勤務証明書の提出をお願いします。

※ 育児休業期間中の保育はできません。

## II 令和5年度 colors 西元町学童保育所 募集要項

1 申請受付 令和4年11月14日(月)～11月30日(水)  
平日10:00～19:00

※期間終了後の申請に関しては直接施設までお問い合わせください

【提出方法】保護者が直接施設まで持参してください。

受付時に家庭の状況や添付種類の確認をしますので、お子さんを経由しての提出、郵送、および代理人の提出は受付いたしません。

【持ち物】入所に必要な書類、印鑑（訂正印として使用していただく場合があります。）

【入所申請有効期間】令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 記入漏れ、関係書類の不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。

## 2 提出書類

(1)学童保育所入所申請書（裏面もご記入ください）・同意事項について

(2)入所要件確認に必要な書類（市へ提出する書類の写しでも可。）

| 保護者の状況                                                      |     | 提出書類                                                                               |
|-------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 就<br>業<br><br><br>（<br>ニ<br>季<br>休<br>養<br>保<br>育<br>所<br>） | 居宅外 | ・勤務証明書（入所希望日初日から3ヶ月以内（4月入所希望については申込日から3ヶ月以内）に発行したものが有効）<br>・通勤経路・通勤時間申出書           |
|                                                             | 居宅内 | ・勤務証明書（入所希望日初日から3ヶ月以内（4月入所希望については申込日から3ヶ月以内）に発行したものが有効）<br>※別途追加書類の提出をお願いする場合があります |
| 求職中                                                         |     | ・申立書                                                                               |
| 出産                                                          |     | ・申立書・母子健康手帳の写し（出産予定日のわかるもの）                                                        |
| 疾病                                                          |     | ・医師の診断書（3ヶ月以内に発行したもの）・申立書                                                          |
| 障害                                                          |     | ・各種障害者手帳の写し                                                                        |
| 介護                                                          |     | ・診断書・通学（通所）を証明する書類                                                                 |
| 就学                                                          |     | ・在学証明書（在学期間のわかるもの）※時間割を添付                                                          |
| 特例                                                          |     | ・罹災証明書                                                                             |

(3)扶養対象児童申告書

(4)学童クラブ費算定に必要な書類（市へ提出する書類の写しでも可。）

| 状況                                                                                                               | 提出する書類           |                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------|
| 令和4年1月1日現在、国分寺市民であった方                                                                                            | 提出は不要です          |                                   |
| 令和4年1月1日現在、国分寺市民でなかった方<br>・世帯員全員分をご用意ください<br>・被扶養者も非課税証明書が必要です<br>・納税証明書と間違えないようご注意ください<br>・源泉徴収票では課税標準額が算出できません | 課税の方             | 1.令和4年度市(区町村)・都(県)民税課税証明書         |
|                                                                                                                  |                  | 2.令和4年度市(区町村)・都(県)民税納税通知書         |
|                                                                                                                  |                  | 3.令和4年度市(区町村)・都(県)民税公的年金特別徴収税額通知書 |
|                                                                                                                  |                  | 4.令和4年度市(区町村)・都(県)民税特別徴収税額通知書     |
|                                                                                                                  | 非課税の方            | 5.令和4年度市(区町村)・都(県)民税非課税証明書        |
| 生活保護世帯の方                                                                                                         | 受給者証明書（生活福祉課で発行） |                                   |

※ 課税の方…令和3年1月1日～令和3年12月31日の収入にかかる課税標準額がわかる1～4のいずれかの書類

1～3・5は令和4年1月1日に住所があった市区町村の課税担当課で発行。4は事業所で発行。

※ きょうだいで学童に入所する場合（1）の申請書は1人につき一枚必要です。

※ 入所申請書以外の書類は、各1部で兼用できます。

### 3 申請書記入上の注意

- ・必ず黒インクまたは黒ボールペンを使用してください。
- ・書き間違えたときは、二重線で訂正し押印してください。修正液等での訂正はしないでください。
- ・申請児童本人を除くすべての同居者名を記入してください。

【春、夏、冬休み期間のみの保育を希望される方】

保育開始希望年月日欄にある「三季休業保育希望」に○をしてください。

- ※ 入所申請内容に誤りがあったときは、入所資格を取り消す場合があります。
- ※ 申請内容に変更が生じた場合または、取り下げる場合は至急ご連絡ください。

### 4 利用承認について

#### (1) 利用の決定

審査の結果、入所の基準に該当する方については、審査し郵送で結果をお知らせいたします。  
ご希望通りに入所できないこともあります。

【入所選考の基本的な考え方について】

全ての申請受付に対して次の点を含め、総合的に考慮し入所を決定いたします。

- ・就労時間等により、保育の必要性が高いこと
- ・きょうだい colors 西元町学童保育所に通っていること
- ・ひとり親世帯であること
- ・きょうだい数が多い児童であること
- ・市町村民税の課税標準額の低い世帯であること

- ※ 審査の際に、添付書類の内容確認等のためご自宅へ連絡させていただくことや、追加書類のご提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

#### (2) 障がい等による特別の配慮を要する児童の受け入れについて

申請にあたっては、保護者の方からお子様の状況についてお話を伺い、必要に応じて保育園・幼稚園や利用施設に養育状況等、確認をさせていただきます。障がい状況によって、集団保育が可能である旨の医師意見書の提出をお願いする場合がございます。また、施設の状況によって受け入れができないこともあります。

なお、学童保育所の利用について、ご心配・ご不安がある方には事前相談を行っていますのでご利用ください。

### 5 提出書類の内容確認について

利用審査及び学童クラブ費判定の際に、市を通じて住民登録状況や課税状況等を確認させていただきます。  
ご了承ください。

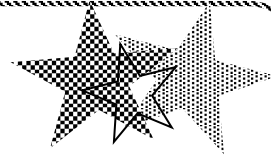
### 6 年度途中の申請について

colors 西元町学童保育所へお問い合わせください。

株式会社アンジェリカ  
**colors西元町学童保育所**

～ Q & A ～

**2023年度版**



colors西元町学童保育所

**Q1. 学童保育所の見学はできますか？**

A 見学できます。事前に colors 西元町学童保育所にお問い合わせください。

**Q2. 希望すれば学童保育所に入れますか？ 定員はありますか？**

A 定員38名の施設になっています。入所要件・入所基準（「学童保育所入所のしおり」P1参照）を満たしている事が条件となります。

**Q3. 私立・国立の小学校へ通学する場合にも利用できますか？**

A 入所できます。学区外区域で希望される場合は、申請時にご相談ください。

**Q4. いつから通所できますか？**

A 4月1日より通所できます。ただし保育などの期間は設けてありません。

**Q5. 保育時間を教えてください。**

A 下校時から午後7時までですが、降所時刻は随時変更できます。習い事等で降所時刻が変わるときは、事前にご連絡ください。また夏休み等休校日に通所する場合の保育時間は午前8時から午後7時までです。集団降所時刻は平常時が午後5時、10月中旬から1月中旬までの冬期間は午後4時30分となります。午後6時以降は、お迎えをお願いしています。午後7時を過ぎてのお迎えは延長保育料300円／15分をいただいています。

**Q6. 土曜日の利用はできますか？**

A 保護者の勤務状況によって土曜日（国民の祝日、年末年始の休業日を除く）の利用ができます。事前に土曜保育の確認票の提出が必要です。詳しくは、入所説明会でお伝えします。

**Q7. 期間を決めて通所させることはできますか？**

A 家庭の事情(疾病・看護・就労のための在学等)により一定の期間、通所させることができます。定員に空きがある場合、夏休み・冬休み・春休みの期間のみ入所することもできます。（三季休業保育）

**Q8. 期間を決めて休所させることはできますか？**

A 休所制度はありません。

**Q9. 短縮授業や学校行事等で早く終わる時にはどのようになりますか？**

A 下校時間に合わせて開所しています。

**Q10. 学校の一斉下校のときは、どのようになりますか？**

A 当日保育を要するお子さんのみ学校長の要請に基づき、学童保育所で引き取りに出向きます。状況により各保護者に連絡しますので迎えに来てください。

**Q11. 学童保育所で勉強や宿題の面倒を見てくれますか？**

A 基本的に学童保育所では学習指導は行いませんが、宿題についての声かけをしています。三季休業保育期間等の一日保育日は勉強や宿題の時間を設けています。

**Q12. 体調不良の場合はどのようにすればよいのですか。**

A 一般に登所可能な体温は 37.5℃以下を目安にしております。健康状態がすぐれないときは無理せずお休みをして頂きたいと考えます。学校保健法に基づく学校伝染病はもとより感染症の場合は、集団感染を避けるためにお休みをお願いします。

保育中に具合が悪くなった場合は、緊急時引き渡し票に記載された順番で保護者へ連絡をさせていただきます。お迎え・しばらくの様子見・通院等の判断を相談させていただきます。

**Q13. おやつはどのようになっていますか？**

A 毎日出しています。内容は季節や行事などに合わせて決定しています。

**Q14. お弁当が必要な時はいつですか？**

A 学校給食を行わない時には家庭から持たせてください。特に1年生はおおむね4月下旬まで必要です。夏休みなどの長期休業中だけでなく、その前後にも給食のない期間があります。また、学級閉鎖等、急な学校休業日に一日保育を行う時にも必要になります。配食サービスを利用することもできます。

**Q15. 障害児の入所について教えてください。**

A 申請にあたっては、保護者の方からお子様の状況についてお話を伺い、必要に応じて保育園・幼稚園や利用施設に養育状況等、確認をさせていただきます。障がい状況によって、集団保育が可能である旨の医師意見書の提出をお願いする場合がございます。また、障害の状況や施設の状況により、希望する学童保育所の変更等についてご相談させていただく場合がございます。

なお、学童保育所の利用について、ご心配・ご不安がある方には事前相談を行っていますので、ご利用ください。

**Q16. 職員の体制を教えてください。**

A 常勤職員を2名配置しています。入所児童が多い場合などは非常勤職員で対応しています。

**Q17. 保護者会役員などの仕事はありますか？**

A 役員の仕事はありません。

学童クラブの申請用紙は市役所、colors 西元町学童保育所にあります。また HP からダウンロードできます。

